

EUのパッケージ旅行規制法

Package Travel Regulations of EU Member Countries

石井昭夫* 他 訳
Akio ISHI

EU統合への過程で、早くからEU諸国に共通の旅行者保護法の導入が検討されてきたが、1990年に「パッケージ旅行に関するEC理事会指令」が制定され、加盟各国は同指令に準拠した国内法の制定を義務付けられた。EU各国の国内法が出そろい、直接的な影響がアジアにも及んできた1997年、大学院の観光経営論特殊演習でこれを取り上げ、主として英国の旅行者保護法を材料に、その内容と旅行業界に与える影響について研究した。

その際の研究の成果を取りまとめて本紀要に紹介するに当たり、新たに抄訳した「EUのパッケージ旅行に関する理事会指令」と、授業で学生諸君と共訳した「英国旅行者保護法」を以下に掲載して関心ある方々のご参考に供したい。

1. パッケージ旅行に関するEU理事会指令 (石井昭夫抄訳)

Council Directive 90/314/EEC of 13 June 1990 on Package Travel, Package Holidays, and Package Tours

[前文省略]

第1条 本指令の目的は、EU域内で販売されるパッケージ旅行に関する加盟各国の法律、規則その他の行政的な規制を同等のものにすることを目的とする。

第2条 本指令における用語の定義は以下のとおりとする。

1. 「パッケージ」(package)とは、以下の3つの要素のうち2つ以上を事前に組み合わせて作られた旅行商品であって、包括料金で販売あるいは販売のために提供され、旅行期間が24時間を越えるか、宿泊を伴うものをいう。

- a. 交通機関
- b. 宿泊施設
- c. その他、交通機関および宿泊施設に付属しないものであって、当該パッケージにおいて重要な部分を構成するサービス

なお、同一パッケージの諸要素の費用を別請求としても、本指令の定めるオーガナイザーまたはリテーラーの責任を免れない。

2. 「オーガナイザー」(organizer)とは、反復継続して(other than occasionally)パッケージを主催し、直接またはリテーラーを通じて販売または販売のために提供する者をいう。

3. 「リテーラー」(retailer)とは、オーガナイザーによって作られたパッケージを販売または販売のために提供する者をいう。

4. 「消費者」(consumer)とは、パッケージを購入する者(主契約者)または主契約者が代行してパッケージを購入する主契約者以外の者(他の受益者)、もしくは主契約者または他の受益者がパッケージを譲渡した者(被譲渡者)をいう。

5. 「契約」(contract)とは、消費者とオーガナイザーないし(and/or)リテーラーを結び付ける同意書

* 立教大学観光学部教授

(agreement)をいう。

第3条 1. オーガナイザーまたはリテラーが消費者に提供するパッケージの内容、パッケージの価格および契約条件に関わる説明において、誤解を生むような情報を記載してはならない。

2. 消費者向けのパンフレット(brochure)には、読みやすく、分かりやすく、かつ、正確に、価格と以下の情報を記載しなければならない。

- a. 目的地とそこへ至る交通機関の種類と特徴
- b. 利用宿泊施設の種類、所在地、快適さの度合い、主たる特徴、当該加盟国の法規による認可や格付け
- c. 食事プラン
- d. 旅行日程
- e. 加盟国または関係国の国民の目的地への旅行または滞在に必要なパスポートおよびビザ、並びに保健衛生手続きに関する一般情報
- f. 前金として支払わねばならない金額または価格に対する比率、および残額の支払いの期限
- g. パッケージの催行に必要な最小人数の有無と、もし最小催行人数がある場合は消費者に催行中止を通知する期限

3. パンフレットに記載される個別条項は、次の場合を除き、オーガナイザーあるいはリテラーを拘束する。

- 1) 消費者が購入を決意する前に内容の変更を明確に消費者に伝えた場合。ただし、この場合もパンフレットにその旨記載されていることを条件とする。
- 2) 客の同意を得て変更された場合。

第4条 1. (a) オーガナイザーないしリテラーは、書面または他の適当な方法により、加盟国の国民に適用されるパスポートおよびビザに関わる手続きの一般情報、とくにそれらの取得に必要な日数、ならびに訪問地での保健衛生手続きに関する情報を、契約締結前に消費者に提供しなければならない。

(b) 同様に、オーガナイザーないしリテラーは、書面または他の適当な方法により、旅行開始前の適当な時期に、下記の情報を消費者に提供しなければならない。

- 1) 中継地の場所と時間と交通の接続に関する情報、

並びに旅行者が使用する座席等に関する事項（例えば船室の等級、列車の寝台の種類など）

2) オーガナイザーないしリテラーの現地の代表、もしなければいざというときに助けを求められる現地の代理者の名前、住所、電話番号。代表も代理者もない場合にはオーガナイザーないしリテラーに連絡が取れる緊急の電話番号またそのために必要な情報。

3) 未成年者のみの外国への旅行または滞在の場合、子供と直接または滞在地の責任者と連絡を取る方法

4) 消費者がキャンセルする場合、あるいは旅行中の事故または病気などで中途帰国する場合などの対策としての保険に関する情報

2. 加盟国は、旅行契約に関し、以下の原則の適用を確保する措置をとらねばならない。

(a) 個々のパッケージに固有の要素として、別紙付属書の内容を記載すること

(b) 契約の条件は、全て書面または入手することが容易かつ理解しやすい方法で、契約締結前に消費者に通知されなければならない。消費者は契約条件の説明の写し与えられる。

(c) (b) 項の規定は、出発間際の購入予約ないし契約を妨げるものではない。

3. 消費者は、パッケージに参加できなくなったとき、出発の一定期間前にオーガナイザーないしリテラーにその意図を伝えることにより、当該パッケージ参加の条件を全て満たす他者に権利を譲渡することができる。権利を譲渡した人および譲り受けた人は、連帯して譲渡に関連して生じた差額や余分の経費の支払いの義務を負う。

4. (a) 契約に記載された価格の変更は、以下の場合に限り、あらかじめ契約書に金額の変更の可能性が明記され、かつ変更の場合の計算方法が記載されていることを条件に認められる。

1) 交通運賃に変更があったとき（燃料費の変更を含む）

2) 空港、海港などでの着陸料、入出国税その他一定のサービスに対して課される税または使用料の変更

3) 個別のパッケージについて適用される為替レートの変更

(b) 上記の規定にかかわらず、出発予定日の20日前

を過ぎたのちの価格の変更は認められない。

5. オーガナイザーが出発前に価格の変更その他契約条件の重要な変更をやむなくされるときは、可及的速やかに消費者にその旨を通知し、以下のいずれかを選択せしめなければならない。

- 1) 違約金なしに契約を解除する
- 2) 変更の内容とそれにとまう価格の変更を明記した新たな条件を承認する

消費者はできるだけ早く選択の結果をオーガナイザーないしリテラーに通知しなければならない。

6. 前5項または、消費者側の理由によらない何らかの理由でオーガナイザーが出発前に契約を解除しようとするときは、消費者は次のいずれかを選択する権利を保証される。

(a) オーガナイザーないしリテラーが同等もしくはそれ以上の価値のある代替品を消費者に提供できる場合はその代替品の提供をうける。提供できる代替品の価値が下回る場合は代替品を受け、かつ元の商品との差額の払戻しをうける

(b) 契約条件に基づいてすでに支払った金額の全額の払戻しをうける。この場合、妥当と判断されれば、消費者は当該国の法規により、オーガナイザーかリテラーのどちらかから、契約不履行を理由に損害賠償をうけることができる。ただし、不履行の理由が以下のものであるときを除く。

- 1) 催行中止が必要な最小人数に達しないことを理由とするものであって、催行の中止を契約に定める期限内に、書面で消費者に通知されたとき
- 2) 不可抗力、すなわち責を負う側の管理能力を越える異常かつ予想不能の事態であって、しかるべき配慮をもってしても避けられなかった事由による催行の中止。オーバーブッキングはこれに該当しない。

7. 旅行に出発後に契約内容の重要部分が提供されないとき、またはオーガナイザーが重要部分を提供できないと事前に判断したとき、オーガナイザーは消費者に対し、追加料金を請求することなく、パッケージの継続のために適当な代替手配を行い、必要に応じ、契約書に定められたサービスと実際に提供されたサービスの差額を消費者に弁済する。代替の手配が不可能、または消費者が正当な理由で代替手配を受け入れないとき、オーガナイザーは、必要に応じ、追加料金の請求無しに同等の交通手段によって消費者を出発地また

は消費者が同意する別の地に送り届け、必要に応じ弁済する。

第5条 1. 加盟国は、オーガナイザーないしリテラーが契約に定める債務の履行において消費者に対して責任を負うことを保証する措置をとらなければならない。債務の履行は、オーガナイザーないしリテラー自身が行うか、他のサービス提供者に委託して行うかを問わず、オーガナイザーないしリテラーが責任を負うものとする。ただし、オーガナイザーないしリテラーが他のサービス提供者に対し弁済を要求する権利を損なわない。

2. 契約の全部または一部の不履行によって消費者に生じる損害については、その損害の原因がオーガナイザーないしリテラー、あるいは他のサービス提供者のいずれの責にも帰せられない場合を除き、加盟国はオーガナイザーないしリテラーに賠償せしめる措置をとらなければならない。オーガナイザーないしリテラー、あるいは他のサービス提供者の責に帰せられない場合とは以下の場合である。

- 1) 契約不履行の原因が消費者に帰せられるとき
- 2) 契約に定められたサービスの提供とは無関係の第三者に帰すべき原因であって、予測できず、かつ回避できない理由によるもの
- 3) 第4条6項b)に定義した不可抗力、またはオーガナイザーないしリテラーあるいは他のサービス提供者が十分の注意を払っても予測し、回避できなかった事態によるもの

上記の2) および3) に該当する場合であっても、契約の当事者であるオーガナイザーないしリテラーは、困難な立場に陥った消費者に直ちに救援の手を差し伸べなければならない。

パッケージに含まれるサービス提供の不履行または不適当な履行による損害について、加盟国は当該のサービス提供に関する国際協定にしたがって賠償額の限度を認めることができる。

パッケージに含まれるサービス提供の不履行または不適当な履行によって生じる個人の身体の傷害以外の損害について、その理由に正当性がある場合、加盟国はその賠償の限度額を契約条項に定めることを認めることができる。

3. 第2項第4節の規定にかかわらず、第1節および

第2節に定める賠償を契約条項において削除することはできない。

4. 消費者は、契約の履行に過失ありと認めるときは、その場でサービス提供者またはオーガナイザーないしリテラーに、書面もしくは他の適当な手段によって通告しなければならない。この通告義務は契約書に記載しなければならない。

第6条 消費者から苦情が寄せられたとき、オーガナイザーないしリテラー、または現地の代表がいる場合現地の代表は、速かに適切な解決のため努力しなければならない。

第7条 契約の当事者であるオーガナイザーないしリテラーは、破産した場合消費者が支払った代金を返済し、かつ旅先から帰国せしめる用意があることを証明しなければならない。

第8条 加盟国は消費者の保護のため、本指令に定める事項について、本指令と同等またはより厳しい内容の法令を定めなければならない。

第9条 1. 加盟国は、1992年12月31日までに、本指令の命ずる措置をとり、その旨をただちにEC欧州委員会に通知するものとする。

2. 加盟国は、本指令に定める事項を含む国内法を制定し、その主要な条文を欧州委員会に送付する。

第10条 本指令は全加盟国に送付される。

[後文省略]

付属書：個々のパッケージの契約書に記載すべき固有の事項

1. 旅行の目的地（複数あれば複数）および滞在期間が定められている場合、滞在の期日と期間
2. 使用する交通手段の種類と特徴、および出発・帰着の日時と場所
3. パッケージに宿泊が含まれる場合、所在地、等級または快適度を示す他の表示、主たる特徴、および当該施設がEU域内所在する場合は関連の法令によって認可されていること、ならびに食事プラン
4. パッケージ履行に必要な最小人数があるか否か、ある場合は履行中止を消費者に通知する期限
5. 旅行日程
6. パッケージの総額に含まれる各種入場料、観光およびその他のサービスの費用
7. パッケージのオーガナイザー、リテラー、および必要な場合保険会社の名称と住所
8. パッケージの価格。本指令第4条第4項の予想する価格変更の可能性の記載、およびパッケージに含まれていない場合、ある種のサービスに課される諸税、手数料等（海港、空港における着陸料・入出国税、観光税など）にかかる費用に関する記載
9. パッケージ購入のための支払いの時期と方法
10. 契約に際して、消費者がオーガナイザーまたはリテラーに対して特別に依頼し、両者が合意した事項
11. 消費者が、契約の全部または一部の不履行に対して、契約の相手に苦情を申し立てることができる期間

2. 英国旅行者保護法

Consumer Protection: The Package Travel, Package Holidays and Package Tours Regulations 1992 (1992 No.3288)

1997年度観光経営論特殊演習（担当石井昭夫教授）において教材として講読し、共同で和訳した。

演習参加者（共訳者）：幸田麻理子、大谷新太郎、韓志昊、黄圭星、顧雪梅、下前原幸子、徐銀景、武内一良、田仲美穂、富川久美子、中村哲、ロソラトス・イオシフ

パッケージトラベル、パッケージホリデー及びパッケージツアーにおける消費者保護規制に関連して、1972年欧州共同体法第2条第2項が想定する大臣が通産大臣であることに鑑み、かつ、本規則案が欧州共同

体法付属書第2条第2項の定めに従い、英国議会の上院及び下院で可決されたことを受けて、通産大臣は、欧州共同体法第2条第2項によって授与された権限に基づき、ここに以下の規則を制定する。

名称及び施行日

第1条 本規則の名称は、1992年パッケージトラベル、パッケージホリデー及びパッケージツアー規則とし、制定された日の翌日より施行する。

用語の定義

第2条 1. 本規則において用いる用語の定義

「パンフレット」(brochure)とは、パッケージ販売に用いられるすべてのパンフレット類をいう。

「契約」(contract)とは、状況により、消費者と、オーガナイザーまたはリテラーあるいはその双方とによって交わされた同意書をいう。

「指令」(the Directive)とは、パッケージトラベル、パッケージホリデー及びパッケージツアーに関わるECの理事会指令(90/314/EEC)をいう。

「提供」(offer)とは、広告その他の手段によって購入を勧誘する行為を指し、類似の表現も同様とする。

「オーガナイザー」(organiser)とは、反復継続してパッケージを主催し、直接またはリテラーを通じて販売あるいは販売のために提供する者をいう。

「契約の相手」(the other party to the contract)とは、契約を結ぶ両者のうち消費者でない方の契約当事者をいい、状況によりオーガナイザーまたはリテラー、あるいはその双方をいう。

「パッケージ」(package)とは、以下に示す要素を2つ以上事前に組み合わせて作られた旅行商品であって、包括料金で販売あるいは販売のために提供され、旅行期間が24時間以上に及ぶ宿泊を伴うものをいう。

- a) 交通機関
- b) 宿泊施設
- c) その他、交通機関及び宿泊施設に付属しないものであって、当該パッケージにおいて重要な部分を構成するサービスであり、なおかつ下記要件を満たすもの
 - i. 上記要素をそれぞれ別請求としても、パッケージとして扱われる。
 - ii. 消費者の依頼や指示によって事前に手配(変更も含む)された旅行であっても、そのことだけでは本規則対象のパッケージから除外される理由にはならない。

「リテラー」(retailer)とは、オーガナイザーに

よって組まれたパッケージを販売、あるいは販売のために提供する者をいう。

2. 本条第1項の契約の定義に言う「消費者」(consumer)とは、パッケージを購入した者または購入することに同意した者(主契約者)をいい、それ以外にこの規則で用いられる「消費者」とは、文脈によって、主契約者、あるいは主契約者が代表してパッケージを購入する主契約者以外の者(他の受益者)、あるいは主契約者または他の受益者がパッケージの権利を譲渡する相手(被譲渡者)のいずれかを意味する。

適用の範囲

第3条 1. 本規則は、英国領土内で販売、または販売のために提供されるパッケージに適用する。

2. 本規則第4条から第15条までは、1992年12月31日の翌日以降に英国領土内で販売、または販売のために提供されるパッケージにのみ適用する。

3. 本規則第16条から第22条までは、1992年12月31日現在、全部または一部履行すべき内容が残っている契約についても適用する。

紛らわしい表現の禁止

第4条 1. オーガナイザーまたはリテラーは、パッケージの内容や価格、あるいはその他契約に関わる条件において、誤解が生じるような表現や説明を含む配布物を消費者に提供してはならない。

2. オーガナイザーまたはリテラーが本条第1項に違反した場合、オーガナイザーまたはリテラーはその結果生じた消費者の損害を賠償する責任を負う。

パンフレットに関する一般条項

第5条 1. 本条第4項に該当する場合を除き、オーガナイザーは、本規則の付属書1に列記する事項について、明瞭で分かり易くかつ正確な説明のパンフレットでなければ、消費者に配布してはならない。

2. 本条第4項に該当する場合を除き、リテラーは、パンフレットの記載内容が本条第1項の条件を満たしていないことを知っているか、またはそう考えることが妥当と思われる場合、パンフレットを消費者に配布してはならない。

3. 本条第1項に違反したオーガナイザー及び本条第2項に違反したリテラーには、以下の罰則が適用される。

- a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、または
 - b) 正式裁判による相当額の罰金
4. 1992年12月31日より前に最後の版が作成されたパンフレットについては、それと同一のものがそれ以降に消費者に提供されても本規則に定める責任を問われない。

パンフレット記載内容の効力

第6条 1. 本条第2項及び第3項に該当する場合を除き、パンフレットに記載された事項は、その項目が第5条第1項によって記載が義務づけられているか否かにかかわらず、記載内容を保証したものとみなされる。

- 2. 本条第1項は、以下の場合には適用されない。
 - a) 本規則の付属書1第9項によって記載が義務づけられた情報に関するもの。
 - b) 内容の変更があり得ると明記されている場合であって、実際に変更が行われ、かつその内容の変更が契約締結前に明確に消費者に伝えられたとき。
- 3. 契約の締結後であっても、消費者と契約の相手が、パンフレット記載の全部または一部の事項が契約内容を構成しないことに同意する場合、本条第1項は適用されない。

契約締結前に提供されるべき情報

第7条 1. 契約の相手は、本条第2項に掲げる情報を、文書または他の適当な様式によって、消費者に契約締結前に提供しなくてはならない。

- 2. 本条第1項に示された情報とは以下の通りである。
 - a) パッケージを購入する英国市民に適用されるパスポートやビザに関する一般情報と、パスポートやビザを取得するための所要日数
 - b) 旅行や滞在に必要な保健衛生手続きに関する情報
 - c) 破産等によって支払不能に陥った場合の、払い込み金の弁済ならびに旅行先からの帰国に関する事項
- 3. 消費者が本条第1項に定める情報を提供されなかった場合、契約の相手は本規則違反の罪により、以下の罰則が適用される。
 - a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、ま

- または
- b) 正式裁判による相当額の罰金

適時に提供すべき情報

第8条 1. 契約の相手は、旅行開始前の適当な時期に、消費者に対して本条第2項に掲げる情報を、文書または他の適当な方法によって提供しなくてはならない。

- 2. 本条第1項に示した情報とは以下の通りである。
 - a) 立寄り地の場所と時間と交通の接続に関する情報、並びに旅行者が使用する座席等に関する事項（例えば、船室の等級、列車の寝台の種類等）
 - b) 下記の名称、所在地、電話番号
 - i. 消費者が滞在する場所における、契約の相手の代表者
 - ii. 消費者がトラブルに陥ったとき、連絡して援助を求めべき地元の代理人
 - i, iiの代表者も代理人もいない場合は、滞在中に消費者が契約の相手と連絡をとることができる電話番号もしくは他の情報
 - c) 旅行開始日現在16歳未満の子供による外国への旅行または滞在の場合、その子供または滞在地の責任者と直接連絡をとることを可能にする情報
 - d) 費用負担のリスクの観点から、消費者が希望すれば利用できる保険に関する情報。ただし、契約の条件として、キャンセルによる費用、または事故や病気の際の援助（本国送還を含む）費用を負担するために、消費者が保険を利用することを求められている場合はこの限りではない。

3. 消費者が本条第1項に定める情報を提供されなかった場合、契約の相手は本規則違反の罪により、以下の罰則が適用される。

- a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、または
- b) 正式裁判による相当額の罰金

契約の内容と形式

第9条 1. 契約の相手は以下を実行しなくてはならない。

- a) 販売されているパッケージの種類に対応し、契約には少なくとも本規則の付属書2に掲げる事項を含めること
- b) 本条第2項に該当する場合を除き、契約のすべ

ての条件を消費者に通知すること。

- c) これらの条件の記された書面の控えを消費者に提供すること
2. 消費者が、契約締結を目的として契約の相手に接触した時期と、契約で提示される出発の時期との間隔が短いために、本条第1項b)の定めに従うことが不可能である場合には、同項b)は適用されない。
3. 契約の相手が本条第1項の定めに従うことは、当然のこととして契約の条件に含まれる。
4. スコットランドでは、本条第3項の違反はすべて重要な違反とみなされ、契約解除の正当な理由となる。

予約の譲渡

- 第10条** 1. すべての契約において、消費者がパッケージ旅行の実行ができない場合、当該パッケージのすべての条件に合意する他者に予約を譲渡することができる。ただし、消費者は出発日の前に、適当な時間的余裕をもって契約の相手に契約譲渡の意志を通知しなくてはならない。
2. 本条第1項に定める条件に従って契約の譲渡がなされる場合、譲渡者と被譲渡者は共同または別々に、契約の相手に、パッケージ旅行の代価（一部の代金が既に支払われている場合はその差額）、および契約の譲渡に伴って上昇した追加費用を支払う義務を負う。

価格の変更

- 第11条** 1. 価格変更の可能性に関わる契約の条項は、値上げもしくは値下げの具体的な理由が明示されておらず、かつ本条第2項に規定された条件を満たしていない場合は、無効である。
2. 本条第1項に示した条件とは以下の通りである。
- a) 契約書に価格改定の計算方法が明示されていること。
- b) 契約書に下記理由による値上げのみ認める旨記載されていること。
- i. 燃料費を含む交通費の変更
- ii. 海港や空港における出入国に対して課せられる費用の変更
- iii. 当該パッケージに適用される通貨交換レートの変更
3. 契約に記載されている条件の如何にかかわらず、
- i. 契約上の出発日前30日未満の期間内にお

- ける価格の値上げは認められない。
- ii. 当初価格の2%未満の値上げ、またはそれ以上の値上げであっても、契約に値上げの理由としない旨が記載されている値上げについては、契約の当事者である消費者の同意がなければ値上げすることができない。なお、値上げの理由として認められない経費の変更は、経費計算に含めることはできない。

基本条件の重要な変更

第12条 以下はすべての契約において黙示の前提条件とする。

- a) オーガナイザーが出発前にやむを得ず第11条が認める範囲内で、価格等契約の基本条件に重要な変更を行う場合、消費者に可及的速やかに通知し、その上で消費者が適当な決定を下すことができるようにしなければならない。具体的には、契約内容の変更とその結果の価格変更を受け入れるか、違約金なしの解約をするかのいずれかの選択を可能ならしめるものとする。
- b) 消費者は前項に関する決定をオーガナイザーやリテラーに出来る限り速やかに知らせるものとする。

前条12条による消費者の解約とオーガナイザーによるパッケージ催行の中止

- 第13条** 1. 本条第2項及び第3項の規定は全契約の黙示の前提条件とし、消費者が第12条a)の定めに従って解約した場合、あるいはオーガナイザーが消費者の過失以外の理由によって出発予定日以前にパッケージ旅行を取り止める場合に適用される。
2. 消費者は以下の権利を有する。
- a) 契約の相手が代替のパッケージを提供できる場合、同等またはより高品質のパッケージを受ける権利
- b) 契約の相手が品質の劣る代替のパッケージしか提供することができない場合、そのパッケージ及び当初のパッケージとの差額の払戻しを受ける権利
- c) 契約に従って支払った金額の全額を速やかに払い戻してもらう権利
3. 以下の場合を除き、消費者は、正当と認められれば、契約の不履行を理由に、オーガナイザーから賠償

を受ける権利を有する。

- a) 申込者が催行最少人数に満たなかったことによる中止であって、予めパッケージの説明に記載してある期限内に書面による中止の通知を受けたとき
 - b) 契約の相手の管理の及ばない異常で予測不能な事由であり、あらゆる注意を払ったとしても回避できなかったと思われる理由によって取り止めとなったとき
4. オーバーブッキングは、本条第3項b)に該当する事由とは認められない。

重要部分の不履行

- 第14条** 1. 本条第2項及び第3項の規定は、旅行への出発後、契約内容の重要部分が提供されないとき、及びオーガナイザーが事前に履行できないと判断したとき、すべての契約に共通に適用される。
2. オーガナイザーは、消費者に追加料金を請求することなく、パッケージの続行のために適当な代替手配を行い、必要に応じて契約のサービスと、実際に提供されたサービスの差額を消費者に弁済する。
3. 本条第2項に明記された代替手配が不可能、または正当な理由で代替手配を消費者が受容しない場合に、オーガナイザーは必要に応じ、同等の交通手段によって消費者を出発地または消費者が同意した別の場所に送り、かつ消費者に賠償する。

契約の相手の誠実な履行の責任

- 第15条** 1. 契約の相手は契約の履行を自ら行なうか、他のサービスの提供者にさせるかを問わず、契約上の義務の適切な履行において消費者に責任を負う。但し、このことは契約の相手が他のサービスの提供者に対する訴訟や弁済を求める権利を損なうものではない。
2. 契約の相手は、契約履行上の過失または不適切な履行によって生じた損失に対して、消費者に責任を負う。但し、過失や不適切な履行が以下に挙げるごとく、契約の相手自身及び他のサービスの提供者によるものでない場合は、責任を問われない。
- a) 契約の履行中に発生した過失が消費者に起因する場合
 - b) 過失が、契約したサービスの供給に無関係の第三者に起因し、かつ予知や回避が不可能である場

合

- c) 当該過失が以下の事由による場合
 - i. 当事者の管理能力を超えた異常かつ予測不能な状況に起因し、あらゆる注意を払ったとしても、回避できなかったであろうと判断される場合
 - ii. 契約の相手またはサービスの提供者が、万全の注意を払ったにもかかわらず、予測または防ぐことができなかった出来事に起因する場合
3. パッケージに関するサービスの不履行または不適切な履行によって生ずる損害については、当該サービスを規制する国際協定に従って賠償の限度額を契約書に記載することができる。
4. パッケージに関するサービスの不履行または不適切な履行による身体の負傷以外の損害の場合、不当に低額でなければ、契約の条項において消費者に支払われる賠償の限度額を定めることができる。
5. 本条第3項及び第4項の規定にかかわらず、本条第1項及び第2項に基づく責任は、他のいかなる契約条項によっても解除されない。
6. 本条第7項及び第8項に記載された条件は、すべての契約に適用される。
7. 本条第2項b)及びc)に記載された状況において、契約の相手は苦境にある消費者に対し迅速な援助を行うものとする。
8. 消費者が契約の履行の不足を訴えた場合、契約の相手又はその現地代理者は、速やかに適当な解決策を採るものとする。
9. 消費者がサービスの過失欠陥を知ったとき、サービスが提供された場所において速やかに書面または他の適切な方法で、サービス提供者および契約の相手に通告するよう契約書に明瞭かつ強調して記載しておかねばならない。
- 破産に際しての保証一義務と違反**
- 第16条** 1. 契約の相手は、破産の際には代金の払い戻し及び消費者の旅行先からの帰国を保証するに充分の手だてがなされている証明を、何時でも提示できるようにしておかなければならない。
2. 本条第1項の規定を損なわず、かつ第4項に該当する場合及び下記いずれかに該当する場合を除き、契約の相手は少なくとも、第17条、第18条、第19条及び第20条に掲げる手段により、あるいは非営利の

事業の場合は、第17条から第20条のいずれか、もしくは第21条によって、保証の有効な手段を確保しておかねばならない。

- a) パッケージが、契約の相手の所属するEC加盟国が指令第7条の規定に沿って採った措置によって保証されている場合
 - b) パッケージが、1992年の民間航空法による免許（航空機主催旅行免許）を必要とするパッケージ、あるいは同法の目的とする特別の手段によって保証されている場合
3. 本条第1項または第2項に違反した者は、本規則違反の本罪により、以下の罰則が適用される。
- a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、または
 - b) 正式裁判による相当額の罰金
4. 本条第2項に掲げる保証措置が1993年4月1日以前の段階でまだ効力をもっていない場合、返済すべき債務が残っておらず、かつ旅先に帰国させるべき消費者が残っていないければ、本条第3項に定める罰則は適用されない。
5. 第15条に規定する契約上の義務が履行されたか否かに関わりなく、下記第17条から第21条の規定により、当該パッケージまたはパッケージの一部は適正に履行されたものとみなされる。

保証契約

- 第17条** 1. 契約の相手は、破産等により支払い不能に陥る場合に備え、その加盟する認可団体と公的に認可された保証機関との間の保証契約によって、弁済を保証することができる。保証機関は本条第3項に定める保証の額を認可団体に支払うものとする。
2. 本条第1項に基づく保証契約の有効期間は、18ヶ月を超えることができない。
3. 本条第1項の金額は、消費者が購入したパッケージが完全に履行されなかった場合、支払い済みの全額払い戻しが可能と考えられる額でなければならず、いかなる場合でも、本条第4項に基づいて算出される最低額を下回ってはならない。
4. 本条第3項にいう最低額は以下の低い方の額とする。
- a) 本条第1項の保証契約の効力発生日から数えて12ヶ月の間に、契約の相手がパッケージの契約によって受領を予定する総額の25%を下回らない

額、あるいは、

- b) まだ履行が終っていない契約について、契約の相手が契約の進行中の時点の間わず、手元に保有すると予想される最高額

5. 契約の相手は、本条第1項に基づく保証契約が締結される前に、自らの加入する認可団体に対して、本条第3項及び第4項に定める額を通知しなければならない。認可団体は、その金額が第3項の定めと合致するかどうかを検討し、検討の結果合致しないと認めた場合、契約の相手にその旨を通知し、併せて認可団体が条件を満たすと考える額を通知しなければならない。
6. 認可団体が本条第5項に基づいて、妥当な金額を契約の相手に通知したとき、その額は本条第3項及び第4項の定める最低額とみなされる。
7. 本条において「認可団体」とは、本条の目的のために所管大臣によって認可される団体をいう。「保証機関」とは、いずれかのEC加盟国の法律において、本条が想定する保証契約を締結することを認可された法人をいう。

認可団体が自ら基金制度または保険契約を有する場合の保証

- 第18条** 1. 契約の相手は、破産するなど支払い不能に陥る場合に備え、その加盟する認可団体と公的に認可された保証機関との間の保証契約によって、弁済を保証することができる。保証機関は、本条第3項に定める金額を認可団体に支払うことに同意するものとする。
2. 本条第1項に基づく保証契約の有効期間は、18ヶ月を超えることができない。
3. 本条第1項の保証金額は次のいずれか低い方の額とし、認可団体が具体額を設定することができる。
- a) まだ履行が終っていない契約について、契約の相手が契約の進行中の時点の間わず手元に保有すると予想される最高額、または、
 - b) 本条第4項に基づいて算出された最低額
4. 本条第3項にいう最低額とは、本条第1項の保証契約効力発生日から数えて12ヶ月以内に、パッケージ契約によって契約の相手を受領を予定する総額の10%を下回らない額とする。
5. 本条にいう認可団体とは、本条の目的のために所管大臣によって認可される団体をいい、本条第6項に

記載する条件が満たされなければ認可されない。

6. 団体は以下の内容が満たされない限り、認可を受けることができない。

- a) 会員の破産に際し、消費者が契約不履行のあったパッケージの購入に際して支払った総額を弁済するに足る保証金制度、あるいはEC加盟国の認可を有する保険業者との保険契約を有していること。
- b) 団体が独自の保証金を有する場合、その基金は所管大臣により認可された形態であって、会員によって分担されるものとする。

7. 本条における保証機関とは、第17条第7項と同じである。

保険契約

第19条 1. 契約の相手は、EC加盟国の認可を受けている保険業者の一社、あるいは複数社との間に適切な保険契約を締結して消費者に加入させ、万一破産した場合、パッケージの購入のために消費者が支払った金額を弁済する手段とすることができる。

2. 契約の相手は、支払不能の場合を想定する本条第1項の保険に関し、消費者が保険契約の恩恵を確実に受けられるよう、個人単位の契約としなければならない。

3. 本条において「適切な保険契約」とは、表現の如何を問わず以下の各項の場合に、免責される条項や生じた責任が回避される条項を含んでいないものをいう。

- i. 契約に関して苦情の原因が発生した後になされ、あるいはなすことを怠った具体的な行為に関連する場合
- ii. 被保険者が、他の保険への支払いを怠った場合
- iii. 被保険者が特定の記録を持っていないか、それから得られる筈の情報を保険業者に提供しない場合

払い込み金の供託

第20条 1. 契約の相手は、契約に基づき又は契約を結ぶ目的で消費者が支払った払い込み金を、契約が返金又は完全に履行されるまで、あるいは消費者の解約による返金又は取消料として徴収するまでの間、消費者のために供託し英国国内で保管せしめることによ

て弁済の手段とすることができる。

2. 本条第1項の供託を運営する費用は、契約の相手方が負担するものとする。

3. 本条第1項の供託金に生じた利子は契約の相手の所有となり、契約の相手方の要求によって支払われる。

4. 以下の内容が、契約の相手の署名入り書面によって供託の受託者に示されたとき、受託者は本条第5項を留保して、書面に明記された金額を契約の相手方に還付しなければならない。

- a) 書面に明記されたパッケージ料金に関わる契約が完全に履行されたこと。
- b) パッケージの契約のために消費者が支払った書面の金額を、契約の相手方が消費者に払い戻したこと。
- c) パッケージの契約のために消費者が支払った書面の金額を、消費者の解約によって取消料として徴収したこと。

5. 受託者が適当であると判断した場合には、契約の相手に還付する前に、本条第4項a)、b) またはc) に記載された事項に関するより詳しい情報、またはそのことを証明するものを契約の相手方に求めることができる。

6. 契約の相手が破産等により支払不能に陥ったときは、下記7項を留保し、本条1項に従って受託者が保管している供託金を、手配がされながら完全には履行されなかったパッケージの契約の債権者である消費者の請求に応じて支払い、残余がある場合には破産法の定めに従って、支払不能者である契約の相手の財産の一部とする。

7. 本条第1項に従って受託者が保管している供託金が、本条第6項の消費者の請求に応ずるに不十分であるときは、消費者に対し受託者が平等に弁済するものとする。

営利事業でない場合の払い込み金の供託

第21条 1. 契約の相手は、パッケージの全額または一部として消費者が支払った金額を消費者のための受託者に供託し、消費者の購入したパッケージの実行のために英国国内に保管せしめることによって破産等の場合の弁償の手段とすることができる。

2. 第1項の供託金を運営する費用は、供託金と供託金による利子以外によって支払われなければならない。

3. 以下の内容が、契約の相手の署名入り書面によって供託の受託者に示されたとき、受託者は本条第4項を留保して、書面に明記された金額を契約の相手に還付しなければならない。

- a) 消費者がパッケージの契約書面に明記された金額を支払済みであり、その金額がパッケージの構成要素（または要素の一部）への代金として支払請求をうけていること。
- b) 消費者がパッケージの契約のために書面の金額を支払済みであり、かつ契約の相手がパッケージの要素（または要素の一部分）の代金支払いを終わったこと。
- c) パッケージの契約のために消費者が支払った書面の金額を、消費者が払い戻しの請求をしたこと。
- d) パッケージの契約のために消費者が支払った書面の金額を、消費者の解約によって取消料として徴収したこと。

4. 受託者が適当と判断した場合は、供託金を契約の相手に還付する前に、本条第3項 a) b) c) または d) に記載された事項に関するより詳しい情報、またはそのことを証明するものを、契約の相手に求めることができる。

5. 契約の相手方が支払不能となった場合、あるいはパッケージの履行が破産前後を問わず不完全であった場合、本条第6項の場合を除き、本条第1項に従って受託者が保管している供託金は、契約の相手の債権者である消費者の請求に対して支出され、かつ第3項に関連して契約の相手に支払われた金額を差し引いてなお残余がある場合には、消費者の間で等分に分配されるものとする。

6. 本条第1項に従って受託者が保管している供託金が、上記5項に定める消費者の請求に応ずるに不十分であるとき、受託者が消費者に対し平等に弁済するものとする。

7. 手配が設定されているパッケージが完全に履行された後に残余がある場合、その剰余金は予め規定されている通りに取り扱われ、規定がなければ契約の相手に還付される。

第20条及び第21条の違反に対する罰則

第22条 1. 契約の相手が、第20条第4項または第21条第3項に関して虚偽の申告を行った場合、違法

行為となる。

2. 契約の相手が第21条第3項 a) または c) に従って申告し、還付を受けた金額を申告に記載された目的以外に使用した場合、違法行為となる。

3. 契約の相手が、本条第1項および第2項に違反した場合、以下の罰則が適用される。

- a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、または
- b) 正式裁判による相当額の罰金

執行の保証

第23条 1. 本規則の第5条、第7条、第8条、第16条及び第22条の執行を保証するための付属書3は、本条により発効する。

正当なる注意義務

第24条 1. 本条の以下の各項に該当する場合を除き、本規則第5条、第7条、第8条、第16条及び第22条の違反の訴追を受けた場合、被告は違反行為を犯さないためにあらゆる合理的な手段を講じ、かつ正当な注意を払ったことを証明することが弁明の要件となる。

2. 違反訴追に対抗する第1項の弁明において、違反の原因が以下に帰せられるものであることを主張する場合、公判の日から満7日間以上前に、本条第3項の定める通告を提訴者に伝達済みでなくては其の弁明は採り上げられない。但し、裁判所の許可がある場合はこの限りではない。

- a) 他者の行為または過失によるものであること
- b) 他者から得た情報を信頼した結果であること

3. 本項の通告とは、本条第2項の行為または過失を為した者、あるいは被告が本通達を伝達する時点で持っている情報を与えた者の身元を確認し、または確認する助けとなる情報を提供するものとする。

4. 本条第1項の弁明において、他者の情報を信頼したという理由だけでは不十分であり、あらゆる点を考慮して合理的に信頼すべき状況であったことを証明しなければならない。特に以下の点について明確にしなければならない。

- a) 情報の確認のためにとった手段、及び採り得たであろう合理的な手段
- b) 情報を疑う理由がなかったこと

主たる違反者以外の違反者

第25条 1. 本規則第5条、第7条、第8条、第16条、第22条に対する違反が、業務の遂行に際して他者によって行われた行為または過失によるものである場合、当該他者は、訴訟が主たる違反者に対して起こされたものであっても、本項の効力により訴追され、その結果にしたがって罰則を受ける。

2. 法人が、本条第1項に挙げる違反によって有罪とされる場合（同項の効力によって有罪になる場合を含む）、法人に所属する社長、部長、秘書または類似の役職にある者、または同様の資格において行動する者の同意、黙認、あるいは怠慢に帰せられる行為または過失による場合、当該人物も訴追を受け、その結果によって罰則を受ける。

3. 法人が会員制の組織であり、事業が会員によって運営されている場合、会員の行為または過失は、それぞれの管理職務の分担を企業の社長等に準ずるものとみなして、本条第2項を適用する。

4. 本条第1項に挙げる違反が、スコットランドでスコットランド人経営者によって行われた場合、他の共同経営者の同意、黙認、或いは怠慢によるものであれば、双方が訴追を受け、その結果によって罰則を受ける。

5. 本条第1項の効力により、パンフレット発行に関する第5条の違反で訴追を受ける場合、当該人の業務がパンフレットの印刷または発行の手配を行うことで、その出版が本規則の違反に当ると知らなかったこと、あるいは違反であるかも知れないと疑う理由がなかったことを証明することによって弁明される。

時効

第26条 1. 本規則の第5条、第7条、第8条、第16条、第22条あるいは付属書3第5条第3項、第6条、第7条に関わる訴訟は、以下のいずれか早い方の時期を過ぎて後に始められることはない。

- a) 違反を犯した日から3年を経過したとき
- b) 検事が違反を発見した日から1年を経過したとき

2. 本条の定める時効は、検事または検事の代理の署名による証明書に記載の違反の日付を起算日とする。事実を明示し、署名を待つ段階の証明書は、そうでないことが証明されない限り、署名されたものとして扱われる。

3. スコットランドでの訴訟における時効については、スコットランド刑事訴訟法第331条第3項が適用される。

民法上の効果

第27条 本規則の第5条、第7条、第8条、第16条、または第22条の違反を犯したという理由だけで、契約が無効になったり実施不能となることはなく、また、自動的に損失に対する民法上の訴訟権が生じるものではない。

契約内容の保証

第28条 本規則において、ある事項が（明示されているか、条件、保証とされているかにかかわらず）契約に含まれると規定されている場合、契約に関する法律の定めにかかわらず本規則が適用される。

付 属 書 1

[第5条関係]

価格の他に、パッケージ販売用のパンフレットに記載すべき内容

1. 目的地ならびにそこへ至る交通機関の種類、性格、等級
2. 利用する宿泊施設の種類、所在地、等級または快適度を示す表示、主たる条件。宿泊施設がEC加盟国内に所在する場合は、加盟国政府の法令による認可もしくは格付けについて記載する。
3. パッケージ料金の中に含まれる食事
4. 旅行日程
5. 当該の旅行と滞在のため、英国市民に適用されるパスポートとビザに関する規制、および保健衛生上の規制に関する情報
6. 申込金として支払う必要のある金額もしくは価格に対するパーセンテージと、全額を支払わなければならない期限
7. パッケージ催行に必要な最小人数があるか否か、ある場合、催行取り止めに消費者に通知する期限
8. 出発時または帰国時に、消費者が出発時刻に遅刻した場合に適用する措置
9. 破産した場合に、消費者が支払った金額を返済する保証、及び帰国させる保証のために取られている措置

付 属 書 2

[第9条関係]

パッケージの売買契約書に記載すべき当該パッケージに固有の事項

1. 旅行の目的地（複数あれば複数）及び滞在の期日と期間
2. 使用する交通手段の種類と特徴、及び出発・帰着の日時と場所
3. パッケージに宿泊が含まれる場合、その所在地、等級または快適度を示す他の表示、主たる特徴、及び当該施設がEC諸国内に所在する場合は関連の法令により認可されていること。
4. パッケージに含まれる食事
5. パッケージ催行に必要な最少人数があるか否か、ある場合は催行取り止めに消費者に通知する期限
6. 旅行日程
7. パッケージの総額に含まれる各種入場料、観光及びその他のサービスの費用
8. パッケージ主催者、販売者、及び必要な場合保険会社の名称と住所
9. パッケージの価格。本規則第11条の規定にしたがって契約書において価格変更の可能性を示そうとするときは、価格変更の可能性の記載、及びパッケージに含まれない場合は、ある種のサービスに課される諸税、手数料等（海港、空港における着陸・入出国税、観光税など）の額
10. パッケージ購入のための支払いの時期と方法
11. 契約に際して、消費者が主催者又は販売者に対して特別に依頼し、両者が合意した事項
12. 消費者が、契約の不履行あるいは不適当な履行に対して、契約の相手に苦情を申し立てることができる期限

付 属 書 3

[第23条関係]

強制執行の機関

- 第1条** 1. 英国内の全レベルの地方通商当局が、本規則第5条、第7条、第8条、第16条及び第22条（以下関連条項という）の目的を達成するための執行機関であり、それぞれ管轄する領域内において関連条項の執行の義務を負う。
2. 北アイルランドにおいては、経済開発省が関連条項の目的達成の執行機関であり、北アイルランドにお

いて関連条項の執行の義務を負う。

訴 訟

第2条 1. イングランド及びウェールズで、執行機関が関連条項の執行の訴訟を起こすとき、当該執行機関は、公正取引委員会の長に対し、訴訟の意図と訴訟内容の概要を送達した上で、訴訟の開始のために次のいずれかを待つこととする。

- a) 上記を通達してから28日が経過したとき
- b) 公正取引委員会の長が、執行機関に対し、訴訟の意図と訴訟内容の概要を受理したことを通知したとき

2. 本条第1項の規定は、スコットランドにおいて、地方通商当局が違反取締りのために訴訟を起こすことを認めるものではない。

執行機関の係官の権限

第3条 1. 執行機関の正規の権限を有する係官が、関連条項のいずれかの違反が行われたと信ずるに足る正当な理由があると判断したとき、同係官は、当該違反行為が行われたかどうかを確認するため、

- a) 正当な根拠に基づき当該パッケージの組織または販売に関与したと信じられる者に対し、その行動に関する帳簿や資料の提出を求めて写しを作成、またはこれを調査することができる。または、
- b) コンピューターに保存されている関連のデータを、目に見える形で提出を求め、その写しをとることができる。

2. 係官は、違反行為が行われたかどうかを確認するため、いかなる物品をも検査することができる。

3. 係官は、資料や物品が訴訟実施のための証拠品と考えられる正当な理由があるとき、当該の資料や物品を押収し、保留することができる。

4. 本条第3項の権限によって資料や物品を押収する係官は、その旨押収を受ける者に通知しなければならない。

5. 本条の権限の行使は、妥当な時間帯に、（求められれば）身分証明を提示した上で行われなければならない。

6. 本条の規定は、
- a) 職業法律家の特権として（スコットランドでは職業法律家の守秘義務により）、法廷で使われる

資料の提出を拒否する権利を保証されている者の権利を犯すものではない。

- b) 同様に、上記の権利を有する者の所有する資料の押収を認めるものではない。

第4条 1. 執行機関の正規の資格ある係官は、適当な時間帯に、(求められれば) 身分証明を提示した上で、関連条項のいずれかの違反があったかどうかを確認するため、いかなる場所にも立ち入ることができる。2. 治安判事(スコットランドでは治安判事またはシェリフ)は、次の事項のいずれかであると判断し、かつ本条第3項に掲げる条件のいずれかに合致するとき、その権限にかかる令状を発行することにより、係官に強制捜査のために特定の場所に立ち入る権限を付与することができる。

- a) 関連の帳簿、文書あるいは物品が存在し、あるいは、関連のコンピューター情報が得られると思われる、かつそれらの提示もしくは捜査が、関連条項に関わる違反行為を明らかにする可能性があること。または、
- b) 違反行為が行われ、行われつつあり、あるいは今後行われようとしている場所であること。
3. 本条第2項にいう条件とは、次のとおりである。
- a) 当該場所への立入りを拒否され、あるいは拒否される可能性が強く、かつ、第2項による立入り検査の令状を申請する意図を当該場所の利用者に通告済みであること。
- b) 立ち入りを求めること、あるいはその通告が、立入りの目的を阻害する恐れがあること。
- c) 当該場所が無人であること。
- d) 当該場所の利用者が不在であり、その帰りを待つことが立入りの目的を阻害する恐れがあること
4. 帳簿、文書、物品または情報との関係で用いた本条第2項の「関連の」とは、資格ある係官が、本条第3項の定めに従って提出を求め、あるいは調査を行うことが想定される帳簿、文書、物品または情報を指す。
5. 本条第2項の捜査令状は、次の要件を満たして初めて発行される。
- a) イングランドおよびウェールズでは、本条第2項の条件を満たし、かつ宣誓付の書面により申請されたものであって、治安判事がこれに合意したとき、
- b) スコットランドでは、同様に、治安判事または

シェリフが、宣誓付の証拠書類を審査して合意したとき

- c) 北アイルランドでは、同様に、治安判事が宣誓付の申し立てを受けて、これに合意したとき
6. 本条第2項の捜査令状の有効期間は1か月とする。
7. 捜査個所に立ち入る係官は、本項によって、同係官が必要と考える他者を同行することができる。
8. 本条第2項の捜査令状によって立ち入った捜査個所を去る場合、係官は、当該場所が居住者がいない場所か、居住者はあるが一時的に不在である場合、不法な侵入に備えて、元のとおり安全を確認して去らなければならない。
9. 本条において「場所」というときは、居住目的のみに使われている建物を除き、自動車、船、航空機を含むあらゆる場所を指すものとする。

公務執行妨害

第5条 1. 下記の行為を行うものは、違反行為として罰則を適用される。

- a) 執行機関の係官が本付属書の公務を執行しようとするのを故意に妨げたとき
- b) 第3条第1項による係官の要請に対し、正当な理由なく従わないとき
- c) 本付属書に定められた権限を行使する執行機関の係官の正当な要請に対し、正当な理由なく協力せず、かつ情報を提供しないとき
2. 本条第1項の違反の罪を犯した者は、簡易裁判による標準5レベル以下の罰金に処される。
3. 本条第1項c)にいう情報を提供する際、以下の行為をなす者は、違反行為として罰則を適用される。
- a) 具体的な案件について虚偽と知りつつ、虚偽の情報提供をするとき
- b) 具体的な案件について、みだりに虚偽の情報提供をするとき
4. 本条第3項の違反の罪を犯した者は、違反行為として以下の罰則の適用を受ける。
- a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、または
- b) 正式裁判による相当額の罰金

係官を偽装する者

第6条 1. 執行機関の正規係官以外の者で、本付属

書に定める行為を偽って行う者は、違反行為として以下の罰則の適用を受ける。

- a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、または
- b) 正式裁判による相当額の罰金

情報の守秘義務

第7条 1. 本付属書に定める権限の執行によって得た情報を他人に提供した者は、下記の事由によるもの以外は違法行為として罰則の適用をうける。

- a) 直接の担当者または関係者が、関連条項の達成を目的に行う行動の一環であること。

- b) 1987年消費者保護法第38条第2項a)に列挙されている目的の行動であること。

2. 本条第1項に違反する者は、以下の罰則の適用を受ける。

- a) 簡易裁判により、標準5レベル以下の罰金、または
- b) 正式裁判による相当額の罰金

自己負罪

第8条 本付属書の規定は、質問に答え、あるいは情報を提供することが、自身を罪に陥れる可能性があるときにそれを強制するものではない。